

# 田川市生活排水処理基本計画

## 概要版

### 1. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画の策定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の第 6 条第 1 項において義務付けられています。

田川市（以下「本市」という。）では、平成 28（2016）年度に汚水処理方針を変更したことから、下位計画となる田川市生活排水処理基本計画（以下「本計画」という。）を改定します。

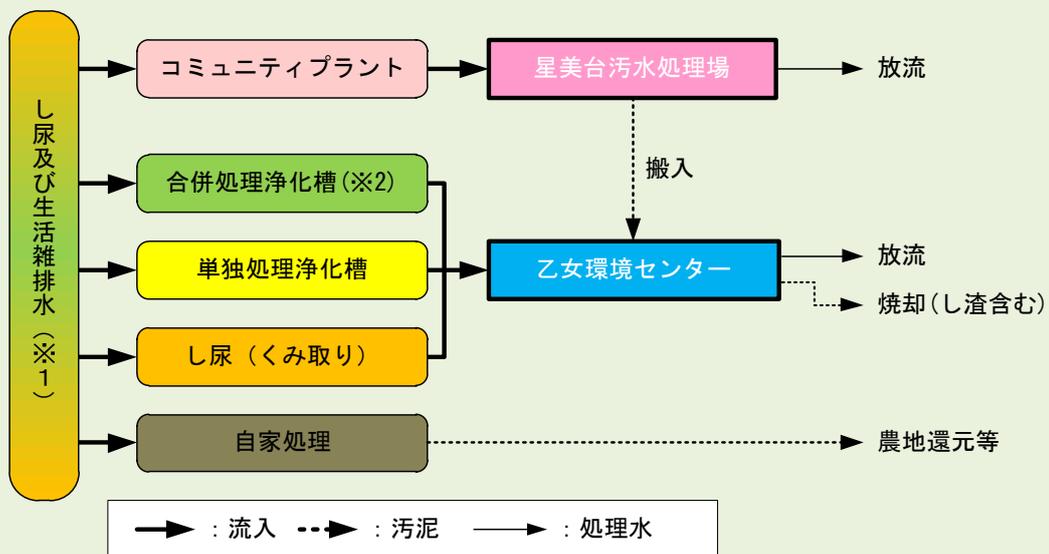
本計画は、平成 31（2019）年度を初年度、平成 40（2028）年度を計画目標年度とする 10 年間を計画期間とします。



### 2. 生活排水処理の実態

#### 生活排水処理の体系

本市の生活排水の処理体制は以下のとおりです。



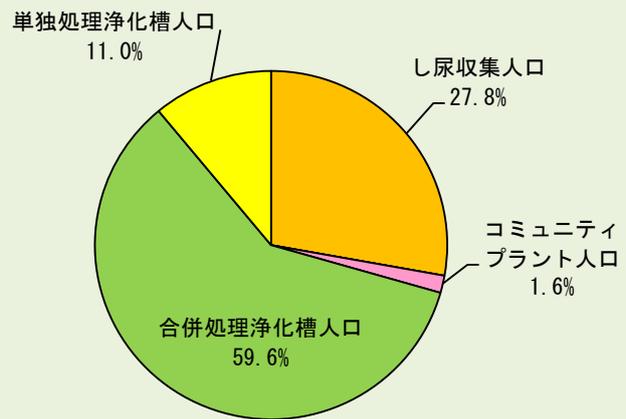
※1：単独処理浄化槽、し尿（くみ取り）及び自家処理の流入については生活雑排水を除く。

※2：市営住宅等の大型浄化槽含む。

### 生活排水における処理形態別人口

行政区域内人口に対するし尿と生活雑排水を処理している人口（コミュニティプラント人口＋合併処理浄化槽人口）の割合である汚水衛生処理率は、平成 29（2017）年度 61.2%となっています。

汚水衛生処理率は合併処理浄化槽の普及により緩やかな増加傾向となっています。



平成 29（2017）年度実績

### 生活排水処理の課題

#### ●汚水衛生処理率の向上

⇒し尿と生活雑排水の全てを適正に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させる必要があります。

#### ●し尿及び浄化槽汚泥の処理の継続

⇒乙女環境センターは稼働開始から 28 年が経過しているため、平成 33(2021)年度から新しい汚泥再生処理センターで広域処理を行います。

新施設稼働までの間は、乙女環境センターにてし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全・改善に取り組む必要があります。

#### ●生活雑排水対策の啓発

⇒生活雑排水の流入による河川の水質汚濁や河川へのごみの投棄などの環境問題に対処するため、住民への一層の啓発や周知活動の実施が必要となっています。

## 3. 生活排水処理の目標

### 基本方針

#### 基本方針1:合併処理浄化槽の推進

- ・合併処理浄化槽の整備・普及を進め、生活雑排水処理を推進します。
- ・くみ取り便槽や単独処理浄化槽の家庭からの生活雑排水については、合併処理浄化槽への切り換えを啓発します。

#### 基本方針2:合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理

- ・合併処理浄化槽等を使用している一般家庭・事業所等に対して、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知します。
- ・合併処理浄化槽等の適正な維持管理を徹底するため、浄化槽管理者及び保守点検・清掃業者に対する指導に努め、法定検査受検率の向上を図ります。

#### 基本方針3:生活排水対策の啓発・指導

- ・水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図っていくとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策について啓発を行います。

## 生活排水処理の目標

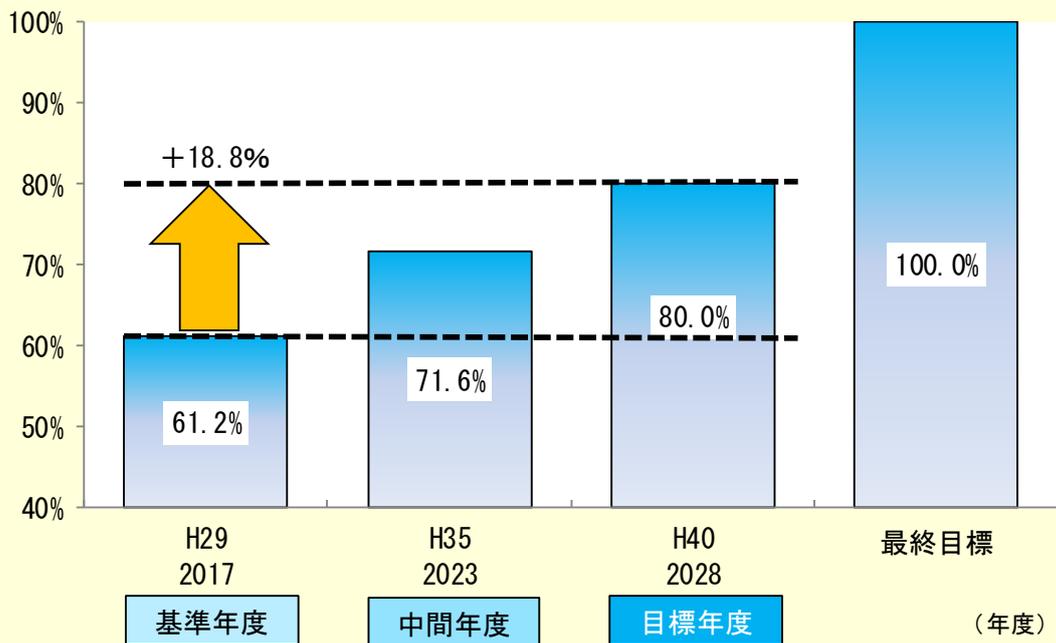
本市の生活排水処理の目標は、新築家屋における合併処理浄化槽の整備や、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進することにより、計画目標年度である平成 40（2028）年度に汚水衛生処理率を 80%に向上させる計画としました。

計画目標年度：平成 40（2028）年度

本計画での達成目標

【汚水衛生処理率】

⇒ 80%まで引き上げ（平成 29（2017）年度実績：61.2%）

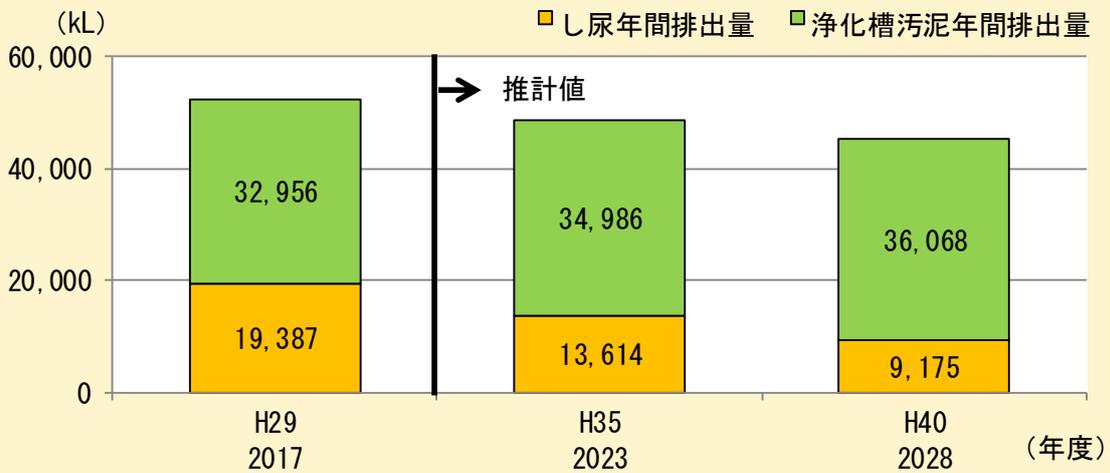


### ■ 処理形態別人口の予測値

項目	単位	実績 ← → 推計		
		H29	H35	H40
		2017	2023	2028
行政区域内人口	人	48,307	46,324	44,517
計画処理区域内人口	人	48,307	46,324	44,517
非水洗化人口	人	13,434	9,417	6,364
し尿収集人口	人	13,434	9,417	6,364
自家処理人口	人	0	0	0
水洗化人口	人	34,873	36,907	38,153
コミュニティプラント人口	人	778	744	714
合併処理浄化槽人口	人	28,769	32,430	34,917
単独処理浄化槽人口	人	5,326	3,733	2,522
<b>汚水衛生処理率</b>	<b>%</b>	<b>61.2</b>	<b>71.6</b>	<b>80.0</b>
汚水衛生処理人口	人	29,547	33,174	35,631
汚水衛生未処理人口	人	18,760	13,150	8,886

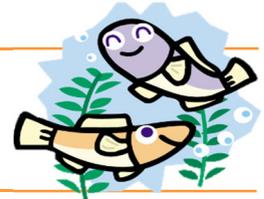
## 4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

### し尿及び浄化槽汚泥の排出量



収集・運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿及び浄化槽汚泥の収集範囲は本市全域とし、これまでと同様に許可業者による収集・運搬体制とします。</li> </ul>
中間処理・最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分については、平成 33 (2021) 年 3 月末まではこれまでと同様に田川地区清掃施設組合が管理する乙女環境センターにて処理・処分を継続します。</li> <li>平成 33 (2021) 年 4 月からは周辺自治体と広域処理を実施します。</li> </ul>
再資源化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 33 (2021) 年 4 月供用開始予定の汚泥再生処理センターでは、広域処理の一環として発生汚泥を助燃剤化及び堆肥化し、再利用を行っていく方針としています。</li> </ul>

## 5. 生活雑排水処理の適正処理の推進



合併処理浄化槽への切り換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り換えを促進するため、ホームページや広報に合併浄化槽設置に関する情報を発信します。</li> </ul>
市民意識の向上	<p><b>家庭での取組推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水にやさしい生活を送るための情報を、広報やチラシ等を活用し、より広く発信します。</li> <li>地域学習や環境教育の場において水環境の現状を理解してもらうように、家庭等での取組を推進します。</li> </ul> <p><b>水洗化の普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽を設置する必要性について、公共水域の環境保全と関連付けた広報等を行うことにより、水洗化の普及・啓発を推進します。</li> </ul>
業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理の重要性について、維持管理業者等と連携して情報交換を行っていきます。</li> </ul>